

後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月より、厚生労働省の制度改正に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、患者さんのご希望により先発医薬品を処方・調剤する場合に、その差額の一部を「選定療養」としてご負担いただくことになりました。

1. 選定療養の対象となるお薬

- 後発医薬品が発売されてから5年以上経過している先発医薬品
- 後発医薬品への置き換え率が50%以上となっている先発医薬品

2. ご負担額について

先発医薬品の価格と、後発医薬品の中で最も価格が高いものとの差額の2分の1（50%）相当を、選定療養費としてご負担いただきます。

※選定療養費には、別途消費税が課税されます。

※残りの1分の2および、お薬自体の保険診療分については、通常通り健康保険が適用されます（自己負担1～3割）。

3. 対象外となるケース

以下の場合、選定療養の対象とはならず、従来通り保険診療（自己負担分のみ）で処方されます。

- 医師が「医療上の必要性がある」と判断し、先発医薬品を処方した場合。
- 薬局に該当する後発医薬品の在庫がなく、やむを得ず先発医薬品を提供した場合。
- 先発医薬品と後発医薬品で効能・効果に明らかな差異がある場合。

4. 留意事項

当院では、国の後発医薬品使用促進の基本方針に従い、一般名処方（お薬の成分名での処方）を積極的に行っております。医薬品の安定供給のため、また患者さんの経済的負担軽減のため、後発医薬品の利用にご理解とご協力をお願い申し上げます。